

生駒市立学校体育施設開放事業 使用の手引き

令和8年3月

1 はじめに

学校体育施設の開放事業については、学校のご理解とご協力により、地域住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に係る地域の団体に施設を開放していただけてきました。

しかし、長い間、各学校で運用いただけてきたことで、使用可能な団体や時間帯等が学校ごとに異なっていたり、予約方法が明確化されていなかったことによる不公平感や混乱が生じたり、学校における働き方改革の一環により、本来、学校教員の業務ではない使用団体の管理や調整、申し込み手続きや鍵の受け渡し等の対応を、学校を介さずに行う必要性があること等、運用改善の必要が生じてきました。これらの改善に向け、令和7年12月に「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」を設置し、運用に係る取り決めを定めるものとしてこの手引きを作成しました。

つきましては、使用される皆さまが気持ちよく、公平なルールのもとでスポーツ活動に打ち込める環境の実現にご協力をお願いします。

2 学校体育施設開放事業の概要

(1)使用可能団体

生駒市内に在住、在勤、在学するもので概ね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成年者が含まれる非営利団体(※市外団体や営利団体は使用不可)

(2)使用可能団体種別

【新たな地域クラブ】学校部活動の地域連携や地域移行に関する、市教育委員会に認定された団体

【青少年団体】指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下のもので構成された団体
(使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上が在住、在勤、在学していることを原則とする)

【地域団体】・当該学校区に所在する地域団体 ※PTA、育友会、自治会など

・使用する学校を拠点とし活動している団体(使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上が在住、在勤、在学していることを原則とする)

【一般団体】上記に属さない当該校区で活動している団体

(3)使用時間帯区分

使用時間については、学校教育に支障のない範囲で原則として下記のとおりとします。

使用時間には準備、片付けを含みます。

なお、平日とは、月曜日から金曜日まで(祝日と12月27日から1月5日を除く)

休日とは、土曜日、日曜日、祝日(12月27日から1月5日を除く)です。

夏休み等の長期休業中であっても、月曜日から金曜日については平日となります。

[体育館]

	午前	午後	夕方	夜間
平日(小学校)	—	—	—	16時～21時 ※上記時間内で 3時間の使用
平日(中学校)	—	—	—	18時～21時
休日 (小中学校)	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時

[運動場]

	午前	午後	夜間(薄暮使用)
平日(小学校)	—	—	17時～19時30分
平日(中学校)	—	—	18時～19時30分
休日(小中学校)	9時～13時	13時～17時	17時～19時30分

※運動場の夜間区分の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間(薄暮使用)のみです。

(4)施設使用料

[体育館]

	使用団体種別	午前	午後	夕方	夜間
平日(小学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	—	—	—	500円
	地域団体 一般団体	—	—	—	1,000円
平日(中学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	—	—	—	500円
	地域団体 一般団体	—	—	—	1,000円
休日(小中学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	500円	500円	500円	500円
	地域団体 一般団体	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

[運動場]

	使用団体種別	午前	午後	夜間(薄暮使用)
平日(小学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	—	—	350円
	地域団体 一般団体	—	—	700円
平日(中学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	—	—	200円
	地域団体 一般団体	—	—	400円
休日 (小中学校)	新たな地域クラブ 青少年団体	500円	500円	350円
	地域団体 一般団体	1,000円	1,000円	700円

(5) 体育館の冷暖房使用料等について

① 冷暖房使用料について

1,100 円/30 分

※プリペイドカードの事前購入が必要となります。

② プリペイドカードについて

プリペイドカード販売金額

5,500 円	2時間30分相当分
9,900 円	4時間30分相当分

※プリペイドカードは30分(1,100 円)単位で引き落とされます。

販売については市内社会体育施設(井出山体育施設、山麓公園を除く)を予定

(6) 使用日の振替及び使用料の還付

雨天や学校行事等により使用不可となった場合は使用日の振替または使用料の還付ができます。

団体都合による還付は以下のとおりとします。

使用日の5日前まで	振替または全額還付
上記期間以降	振替及び還付は行いません

① 振替手続きについて

利用者がシステムで振替処理を行うことはできません。振替希望日については、システムで予約をせず、予約受付施設(p5 参照)で行ってください。職員が確認の上、振替希望日の予約及び振替処理を行います。

② 還付の手順

予約受付施設に使用不可となった日時及び理由(雨天や団体都合等)をお知らせください。窓口にて以下書類を提出いただき、還付金は市から口座振込でのお支払いとなります。なお、振込には1ヶ月程度必要となりますのでご了承をお願いします。

- ・使用料の領収書
- ・還付申請書
- ・請求書

3 使用団体登録について(以下のすべてを満たす団体が登録いただけます。)

- ・生駒市内に在住、在勤、在学する者で構成されていること
 - ・責任者としての成年者が含まれていること
 - ・構成員が概ね10人以上であること
 - ・営利を目的とする団体(株式会社など営利を目的に設立された団体)でないこと
- 非営利団体であっても学校体育施設開放事業で徴収した会費等をほかの事業に充当することは営利活動とし、営利を目的とする団体とみなします。

4 使用の流れ

(1)生駒市教育委員会(スポーツ振興課)にて使用団体の登録

以下の書類を準備の上、スポーツ振興課に提出してください。書類提出後審査を行います。

- ・学校体育施設使用団体登録申請書
- ・構成員名簿(住所記載)※監督、コーチ等活動の参加者を含む
- ・役員名簿
- ・団体規約
- ・誓約書
- ・チェックシート

※活動校(1校)を指定して申請してください。

※使用を希望する団体は毎年度10月に提出し、登録してください。

※既に学校を使用している団体が優先的かつ継続的に使用できるものではなく、新規使用希望団体が優先されるものでもありません。

※虚偽の申請や重複登録等の申請を教育委員会が把握した時点で団体へ確認を行います。

是正されない場合は、団体登録を取り消します。

(2)学校体育施設の使用団体登録の申請を行った団体に対して、審査結果の通知を行います。

また、使用団体登録を許可された団体については、「生駒市公共施設予約システム」にてIDの発行を行います。

(3)システムでの予約又は使用学校ごとに定められた窓口(生駒市体育協会滝寺 S.C.か生駒市体育協会総合 S.C.)にて予約の受付をします。

※窓口では2ヶ月前の10時から受付を開始し、重なった場合は抽選とします。

抽選は各受付窓口で行います。

システムでは8週間前から予約の受付をします。

(4)使用料納付後、使用許可書が発行され、予約完了となります。

5 予約方法

システムでの予約または、使用学校ごとに定められた窓口(生駒市体育協会滝寺 S.C.か生駒市体育協会総合 S.C.)にて施設開館日の 10 時~17 時 に予約の受付をします。

・予約受付施設

生駒市体育協会滝寺 S.C. 〒630-0266 生駒市門前町 9 番 20 号 TEL 0743-74-4701	生駒小学校 生駒南小学校 生駒東小学校 桜ヶ丘小学校 壱分小学校 生駒南第二小学校 生駒中学校 生駒南中学校 緑ヶ丘中学校 大瀬中学校
生駒市体育協会総合 S.C. 〒630-0201 生駒市小明町 1807 番地 1 TEL 0743-74-7710	生駒台小学校 真弓小学校 俵口小学校 鹿ノ台小学校 あすか野小学校 生駒北小中学校 鹿ノ台中学校 上中学校 光明中学校

・予約可能期間

生駒市体育協会滝寺 S.C.窓口 生駒市体育協会総合 S.C.窓口	使用日の2ヶ月前から 2 日前まで
システムでの予約	使用日の8週間前から 2 日前まで

上記使用学校ごとに定められた予約受付施設窓口では2ヶ月前の10時から予約を開始し、複数団体で使用希望施設が重なった場合はその場で抽選とします。

※使用可能団体の内、新たな地域クラブ、青少年団体及び地域団体は、翌年度の年間使用希望日を毎年12月に教育委員会に提出し、その後年間使用希望日の重複があった団体は調整会議を行います。(同団体による年間使用希望日数は原則として1週間に2回までとします)

※使用許可書発行後でも学校行事等により使用できなくなることがあります。

6 使用料の支払いについて

使用料は学校ごとに定められた予約受付施設窓口で現金での支払いとなります。

なお、オンライン決済の導入については、調整を進めております。開始時期が決まりましたら、市 HP 等でお知らせいたします。

システムで予約し、使用料を予約受付施設窓口にて現金で支払う場合は、予約申込受付メールが届いてから1週間以内又は使用日の2日前の17時までのいずれか早い日時までに予約受付施設窓口にてお支払いください。上記日時以内に納付がない場合は予約が取り消されます。

窓口予約、システムでの予約ともに使用料の納付を確認できましたら許可書を発行します。

7 学童保育について

日曜日以外は、学童保育通所児童が学童保育の一環として、小学校の運動場の遊具等を使用することがありますが、学童保育通所児童の活動を尊重しつつ、学校体育施設の使用を行ってください。学童保育については、児童福祉法に基づき実施している施策となりますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、学童保育通所児童が、遊具等を使用していた場合であっても、使用日の振替や還付は行いません。ご理解とご協力をお願いします。

8 許可条件

使用団体は下記の内容を遵守し、学校、他の使用者及び近隣住民に迷惑がかからないよう、学校教育の場を借りているという認識をもち、マナーを守ってご利用ください。守られない場合は、団体登録許可が取り消しとなります。

- (1)学校の予定や市の事業(中学校の部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動を含む)が優先となります。学校体育施設開放事業により授業等に影響が出る可能性が考えられる場合は使用を中止していただくことがあります。
- (2)車両は、学校指定の場所に駐車してください。駐車についても学校関係者、学校行事参加者が優先されます。また、グラウンド内への車両乗り入れは禁止です。
- (3)使用時間を厳守してください。また、使用後に駐車場等での談話や自動車のアイドリングによる長時間の待機等、近隣住民に迷惑となるおそれのある行為は行わないでください。
- (4)利用後は整理整頓、清掃及び整備、消灯、戸締りを確実に行ってください。
- (5)ゴミは各自持ち帰り、私物は置かないでください。
- (6)火気は、いかなる場合においても使用禁止です。
- (7)学校敷地内での喫煙は禁止です。また校門付近等学校周辺での喫煙に関して近隣住民の迷惑となるため配慮してください。
- (8)競技を行う上で必要な備品以外は使用しないでください。
- (9)使用団体が学校の体育施設や設備、備品を故意又は過失によって損害及び消失した際には、直ちに予約受付施設窓口へ連絡をしてください。また、これについて弁償の責を負っていただく場合があります。
- (10)災害や緊急事態発生時、学校を使用する必要が発生した場合は、学校体育施設開放事業の使用を中止していただく場合があります。
- (11)改修工事や上記理由により使用できない場合も代替場所の提供はできません。

9 使用に際しての留意事項

- ・使用団体は体育館フロアのワックスがけや運動場等の草刈りなど、学校から依頼があった場合は協力をお願いします。

生駒市教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課
〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
TEL:0743-74-1111(代表)
FAX:0743-74-9100
Mail:sports@city.ikoma.lg.jp